「東工大発ベンチャー」称号申請に必要な資料

【申請資格(第3条)該当条項】

新たな技術又はビジネス手法を基に起業した法人のうち、次の各号のいずれかに該当する場合 1号 ※1 大学、大学職員若しくは大学の学生が所有する特許権等の知的財産権を活用すること。 ※2 大学において達成した研究成果若しくは大学において習得した技術等を活用すること。

2号 設立した者又は設立に深く関与した者の全部若しくは一部が、大学の職員又は学生(職員又は学生であった者を含む。)であること。

【提出書類一覧】

書類	内容・注意事項	1号		2号
		※ 1	※ 2	2万
東工大発ベンチャー称号申請書	会社印を押印したものを提出	0	0	0
東工大発ベンチャー称号 エントリーシート	シートに会社の特徴等を記入し提出	0	0	0
誓約書	HPに掲載の様式を押印した上で提出	0	0	0
履歴事項全部証明書	社名、起業時期、代表者等が確認できるもの ※必ず正本を提出	0	0	0
定款	会社の目的・活動・構成員など基本規則を定めたもの	0	0	0
会社のHP、パンフレット等	会社の業務内容が確認できるもの ない場合は簡単なものを作成	0	0	0
特許公報等	特許名等が確認できるもの	0		
活用する研究成果等の 説明紙	活用する研究成果等について、A41枚で説明したもの		0	
新たな技術やビジネス手 法等に関する概要図	新たな技術やビジネス手法等について、A4横1枚で説明した概要図	0	0	0
ビザの写し	取締役が外国人の場合に提出が必要 在留資格が「投資・経営」でない場合は、資格外活動許 可申請が必要	該当する場合		

【その他】

- ・会社名及び代表者について、読み方をお知らせください。
- ・代表者との連絡手段をお知らせください。